

特定投資家制度に関する「期限日」について

金融商品取引法(2007年9月30日施行)に基づき、お客様は「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」(以下、一般投資家)とに区分されます。お客様が「特定投資家」に区分される場合には、金融商品取引業者に適用される行為規制の一部(契約前の書面交付義務等)の規定が適用除外となります。一定の要件の下、契約の種類毎に、所定の手続きを行うことにより、一般投資家へ移行可能な特定投資家は一般投資家へ、特定投資家へ移行可能な一般投資家は特定投資家へ、移行することが可能です。

- ・ 一般投資家への移行の場合の有効期間

お客様より、再び特定投資家として取り扱うようお申出をいただくまで、有効です。

- ・ 特定投資家への移行の場合の有効期間

この移行の有効期間は原則として一年とされていますが、当社は「期限日」を、移行承諾日後最初に到来する「**3月31日**」とさせていただきます(休日である場合を含む)。「期限日」の翌日以降は、移行されたお客様は一般投資家の区分に戻りますので、継続をご希望の場合は「期限日」までに更新のお申出が必要となります。また、移行承諾日以降いつでも、移行前の区分である一般投資家として取り扱うようお申出いただくことが可能です。

2010年4月1日改正